

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

当座勘定規定改定のお知らせ

当行では、当座預金の払戻請求書によるお引き出しの取扱開始に伴い、2025年2月3日付で当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

当行では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしく願いいたします。

記

1. 改定日

2025年2月3日（月）

2. 対象となる規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（ちばぎんホームチェック用）

3. 改定内容

上記「2. 対象となる規定」に払戻請求書によるお引き出しについて明記いたします。

4. 本規定の改定部分の新旧対照表

<例>当座勘定規定（一般用）

※下線部が改定箇所

新	旧
第7条（手形、小切手の支払等） （1）～（2）（現行通り） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書等を使用してください。 <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書等を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。</u>	第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2）（省略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （新設）

新	旧
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）（現行通り）</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。<u>（2026年3月末をもって廃止）</u></p> <p>（6）～（7）（現行通り）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）～（7）（省略）</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手、<u>払戻請求書等</u>の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）（現行通り）</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）（省略）</p>
<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書等</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第11条（過振り）</p> <p>（1）第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、<u>払戻請求書等</u>の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>（2）～（5）（現行通り）</p>	<p>第11条（過振り）</p> <p>（1）第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>（2）～（5）（省略）</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>（1）当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>払戻請求書等</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>（2）（現行通り）</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>（1）当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>（2）（省略）</p>

新	旧
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）（現行通り）</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）（省略）</p>

以上